

第4章 環境行政



ミササガパーク（猿渡公園）

第4章 環境行政

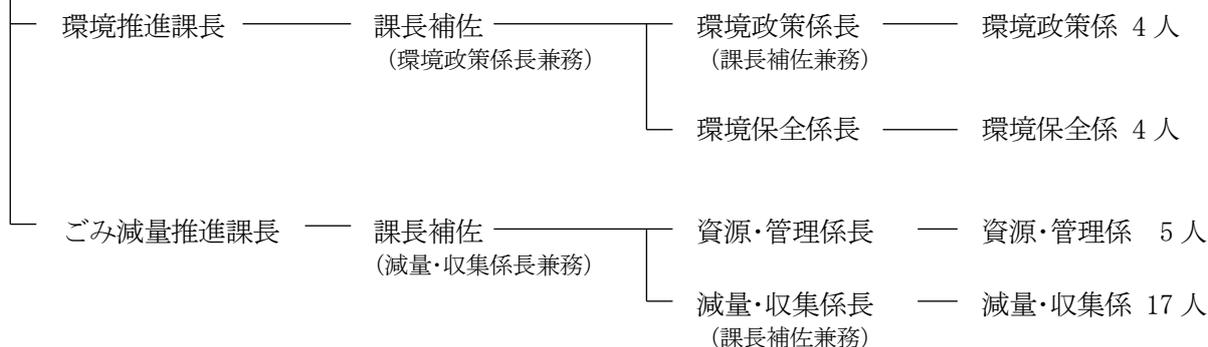
1 環境行政のあゆみ

年	月	日	事	項
S42.	8.	3	公害対策基本法の公布	
43.	6.	10	大気汚染防止法、騒音規制法の公布	
44.	4.	1	経済厚生部商工課に公害対策係を設置する	
45.	12.	25	水質汚濁防止法など公害関係 14 法の公布	
46.	4.	1	機構改革により経済厚生部公害課となる	
	6.	1	悪臭防止法の公布	
	9.	30	公害測定室が設置される	
47.	9.	14	企業 7 社と公害防止協定の締結（第 1 次）	
48.	3.	29	企業 17 社と公害防止協定の締結（第 2 次）	
	4.	1	機構改革により経済環境部公害課となる	
49.	12.	27	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定	
51.	6.	8	企業 4 社と公害防止協定の締結（第 3 次）	
	6.	10	振動規制法の公布	
52.	6.	7	第 1 次公害防止協定の一部改定	
53.	6.	14	第 2 次公害防止協定の一部改定	
	9.	30	新幹線鉄道騒音に係る防音工事の完了	
	11.	24	中部電力第二知多火力線電波障害対策工事の完了にともなう協定の締結	
54.	12.	25	新幹線鉄道テレビ受信障害対策工事の完了	
55.	3.	18	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
59.	4.	1	機構改革により経済環境部環境交通課公害対策係になる	
	7.	5	トヨタ自動車(株)高岡工場と公害防止協定の締結	
60.	3.	8	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
	5.	27	水質汚濁防止法改正（洲原池への窒素、磷排水規制）	
61.	3.	31	愛知県環境影響評価要綱告示	
63.	3.	22	西三河地域生活排水対策推進連絡会議の発足	
	8.	1	生活排水モデル地区実践活動の実施（野田町森前川）	
	11.	21	特定建設作業騒音規制基準改正	
H 1.	4.	1	合併処理浄化槽設置整備補助事業の実施	
	6.	7	環境庁主催、'89 環境フォーラム（開催地：東京）にて、生活排水実践活動について野田モデル地区代表が発表	
	2.	1.	10	公害測定室改造工事完了
		3.	13	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）
		6.	22	水質汚濁防止法の改正（生活排水対策の推進）
3.	3.	25	悪臭防止法による地域の指定等の告示	
	8.	23	土壌の汚染に係る環境基準の告示	
4.	4.	1	近隣騒音対策モデル地区活動の実施（熊地区）	
	7.	29	ミニミニ地球環境ゼミナール実施（依佐美中学校）	
5.	11.	29	環境基本法の公布	
6.	8.	1	刈谷市環境保全対策協議会設置	
	11.	1	第 1 次公害防止協定の一部改定	
7.	3.	29	第 2 次公害防止協定の一部改定	
9.	3.	1	刈谷市生活排水対策推進計画の策定	
10.	4.	1	機構改革により経済環境部環境課となる	
	12.	1	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」策定	

年	月	日	事 項
11.	4.	1	ダイオキシン類環境調査、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、低公害車購入費補助事業の実施
12.	3.	24	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	刈谷市清掃センターでの ISO14001 システム構築開始
13.	4.	1	機構改革により市民経済部環境課となる
	7.	27	刈谷市清掃センターにて ISO14001 認証取得
14.	4.	1	刈谷市グリーン購入基本方針の策定
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	5.	29	土壌汚染対策法の公布
	6.	10	最新規制適合車早期代替促進費補助事業の実施
15.	10.	1	県民の生活環境の保全等に関する条例施行
16.	4.	1	刈谷市環境基本条例施行
			刈谷市環境審議会設置
	4.		環境センターが開設される
	4.		環境センターを ISO の適用範囲に加える
17.	3.		刈谷市環境基本計画策定
	4.	1	高効率エネルギーシステム設置費補助事業の実施
18.	3.		公害防止協定の全部改定に伴う、環境保全協定の締結
	4.	1	太陽熱高度利用システム設置費補助事業の実施
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	悪臭防止法に基づく規制方法を物質濃度規制から臭気指数規制に変更
19.	4.	1	機構改革により清掃センターが清掃事業室となる
20.	3.		刈谷市地球温暖化対策地域推進計画策定
	4.	1	機構改革により経済環境部環境課、清掃事業室となる
	4.		清掃センターを ISO の適用範囲から除く
22.	3.		刈谷市として取得している環境センターの ISO の継続を更新せず、受託事業者が取得している ISO の適用範囲に環境センターを追加する
	4.	1	エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法施行に伴い、全庁で改正法に対応したエネルギー管理を始める
	10.		市庁舎移転に伴い公害測定室が廃止され、環境分析室が設置される
23.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン策定
	4.		環境保全行動計画を、職員環境行動計画「エコアクション刈谷」として一部改定
24.	4.	1	機構改革により経済環境部環境推進課、ごみ減量推進室となる
27.	4.	1	住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 設置費補助事業の実施
28.	4.	1	機構改革により産業環境部環境推進課、ごみ減量推進課となる
	4.	1	職員環境行動計画「エコアクション刈谷」一部改定、グリーン購入基本方針一部改定
29.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン〔平成 29 年改定版〕策定
30.	4.	1	刈谷市路上喫煙の防止に関する条例施行
			住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助事業の実施
			住宅用電気自動車等充電システム設置費補助事業の実施

2 環境行政機構

産業環境部長



平成 31 年 4 月 1 日現在

3 決算及び予算額の推移

(1) 環境対策費

(単位：千円)

節	年度	平成 27 年度 決 算	平成 28 年度 決 算	平成 29 年度 決 算	平成 30 年度 決 算	平成 31 年度 当 初 予 算
1	報酬	160	141	83	102	263
7	賃金	1,666	1,692	1,753	1,809	1,850
8	報償費	327	556	266	244	494
9	旅費	167	162	131	109	215
11	需用費	2,923	2,738	2,751	3,216	3,968
12	役務費	900	799	617	552	1,223
13	委託料	23,201	14,615	11,114	12,328	11,712
14	使用料及び 賃借料	382	366	222	208	376
15	工事請負費	78,372	131,538	84,711	0	0
18	備品購入費	1,602	422	11	0	0
19	負担金、補助 及び交付金	142,236	139,488	162,841	115,833	113,412
22	補償、補填 及び賠償金	0	0	0	0	10
27	公課費	10	10	10	10	10
	合計	251,944	292,525	264,509	134,413	133,533

(注) 環境推進課所管分。職員の人件費は除く。

(2) ごみ処理費

(単位：千円)

節	年度	平成 27 年度 決 算	平成 28 年度 決 算	平成 29 年度 決 算	平成 30 年度 決 算	平成 31 年度 当 初 予 算
8	報 償 費	22,301	22,078	21,067	19,691	24,500
11	需 用 費	1,296	1,188	1,188	1,188	1,100
13	委 託 料	1,295	1,393	1,447	1,508	1,672
15	工 事 請 負 費	0	0	0	0	0
19	負担金、補助 及び交付金	1,631	1,842	707	1,517	2,825
	合 計	26,522	26,501	24,409	23,903	30,097

(注) 環境推進課所管分。職員の人件費は除く。

5 環境保全協定の締結状況

昭和 47 年度に「公害防止協定」を(株)豊田自動織機始め 7 社と締結したことを皮切りに、現在では 27 社 30 工場と協定を締結しています。また、平成 17 年度に「公害防止協定」から環境に配慮した「環境保全協定」への改定を行いました。

この協定の内容は、循環型社会の形成、緑化推進及び環境美化、地球温暖化防止などの環境保全の推進といった内容のほか、従来からの公害防止に対する内容がおり込まれています。

環境保全協定の締結事業所一覧

(平成 31 年 3 月 31 日現在 27 社 30 工場)

○昭和 47 年 9 月 14 日締結事業所	
●(株)豊田自動織機刈谷工場	●アイシン精機(株)
●愛知製鋼(株)刈谷工場	●(株)デンソー本社工場
●(株)ジェイテクト本社工場、東刈谷工場	●トヨタ紡織(株)刈谷工場
●トヨタ車体(株)富士松工場、刈谷工場	
○昭和 48 年 3 月 29 日締結事業所	
●アイシン機工(株)	●(株)CNK
●愛知技研(株)	●津田工業(株)
●(株)刈谷高周波工業所	●(株)サーテックカリヤ本社工場 小垣江工場、大津崎工場
●ブラザー工業(株)刈谷工場	●小林クリエイト(株)
●敷島製パン(株)刈谷工場	●ユケン工業(株)
○昭和 51 年 6 月 8 日締結事業所	
●サンエイ(株)産業廃棄物処理センター	●戸松冶金(株)刈谷工場
●クアーズテック(株)刈谷事業所	
○昭和 59 年 7 月 5 日締結事業所	○平成 3 年 8 月 7 日締結事業所
●トヨタ自動車(株)高岡工場	●(株)ヤマイチプライメタル
○平成 7 年 9 月 22 日締結事業所	○平成 9 年 5 月 5 日締結事業所
●(株)エフディーサービス	●(株)原製作所
○平成 9 年 10 月 6 日締結事業所	○平成 9 年 12 月 26 日締結事業所
●ミズショー(株)	●大猶建設(株)
○平成 22 年 3 月 18 日締結事業所	
●(株)アドヴィックス	

※(株)アドヴィックスの工場はアイシン精機(株)の工場と同一のため工場数には含めない。

6 特定施設等届出状況

(1) 騒音・振動特定施設等の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音又は振動を発生する施設を「特定施設」又は「騒音・振動発生施設」として定め、市長への届出を義務づけています。

本市では騒音規制法に基づく特定工場は 478 工場、振動規制法に基づく特定工場は 438 工場、また県民の生活環境の保全等に関する条例による騒音発生施設設置工場は 269 工場、振動発生施設設置工場は 305 工場となっています。

関係法令等に係る施設別届出状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

施設名	騒音		振動	
	法(特定施設)	条例(発生施設)	法(特定施設)	条例(発生施設)
金属加工機械	2,693	28	2,986	1
空気圧縮機及び送風機 (法) 冷凍機(条例)	2,418	1,014	1,578	1,368
土石用又は鉋物用の破碎機 ・摩砕機・ふるい及び分級機	46	—	44	—
織機	877	—	287	—
建設用資材製造機械	4	—	—	—
木材加工機械	96	—	1	—
印刷機械	186	—	226	—
合成樹脂用射出成形機	440	1	494	1
鋳造型機	—	—	10	—
ディーゼルエンジン 及びガソリンエンジン	—	46	—	54
送風機及び排風機	—	33	—	308
走行クレーン	—	21	—	—
計	6,760	1,143	5,626	1,732

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

建設工事は、一時的でしかも短期間で終了するのが通例ですが、場所に代替性がない上、衝撃力を直接利用する作業があるため、騒音や振動の原因となることがあります。

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、市長への届出を義務づけています。

関係法令等に係る建設作業の種類別届出状況

作 業 の 種 類		29 年度	30 年度
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	30	27
	2 びょう打機を使用する作業	0	0
	3 さく岩機を使用する作業	265	369
	4 空気圧縮機を使用する作業	106	151
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	4	3
	6 バックホウ（定格出力 80KW 以上）を使用する作業	317	405
	7 トラクターショベル（定格出力 70KW 以上）を使用する作業	24	21
	8 ブルドーザー（定格出力 40KW 以上）を使用する作業	33	39
県民の生活環境の保全等に関する条例	6 建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	59	97
	7 コンクリートミキサー等を使用する作業	237	272
	8 コンクリートカッターを使用する作業	277	359
	9 ブルドーザー等を使用する作業	596	794
振動規制法	10 ロードローラー等を使用する作業	381	549
	1 くい打機等を使用する作業	40	39
	2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
	3 舗装版破砕機を使用する作業	13	11
	4 ブレーカーを使用する作業	254	350
計		2,636	3,486

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例による悪臭届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等（15 業種）を定め、毎年度 4 月に市長へ届出を義務づけています。

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等数 (平成 30 年度)

施 設 の 種 類		工 場 数 等
畜産 農業	牛 房 施 設	1
	鶏 飼 育	1
し 尿 処 理 場		1
ご み 処 理 場		2
終 末 処 理 場		1
合 計		6

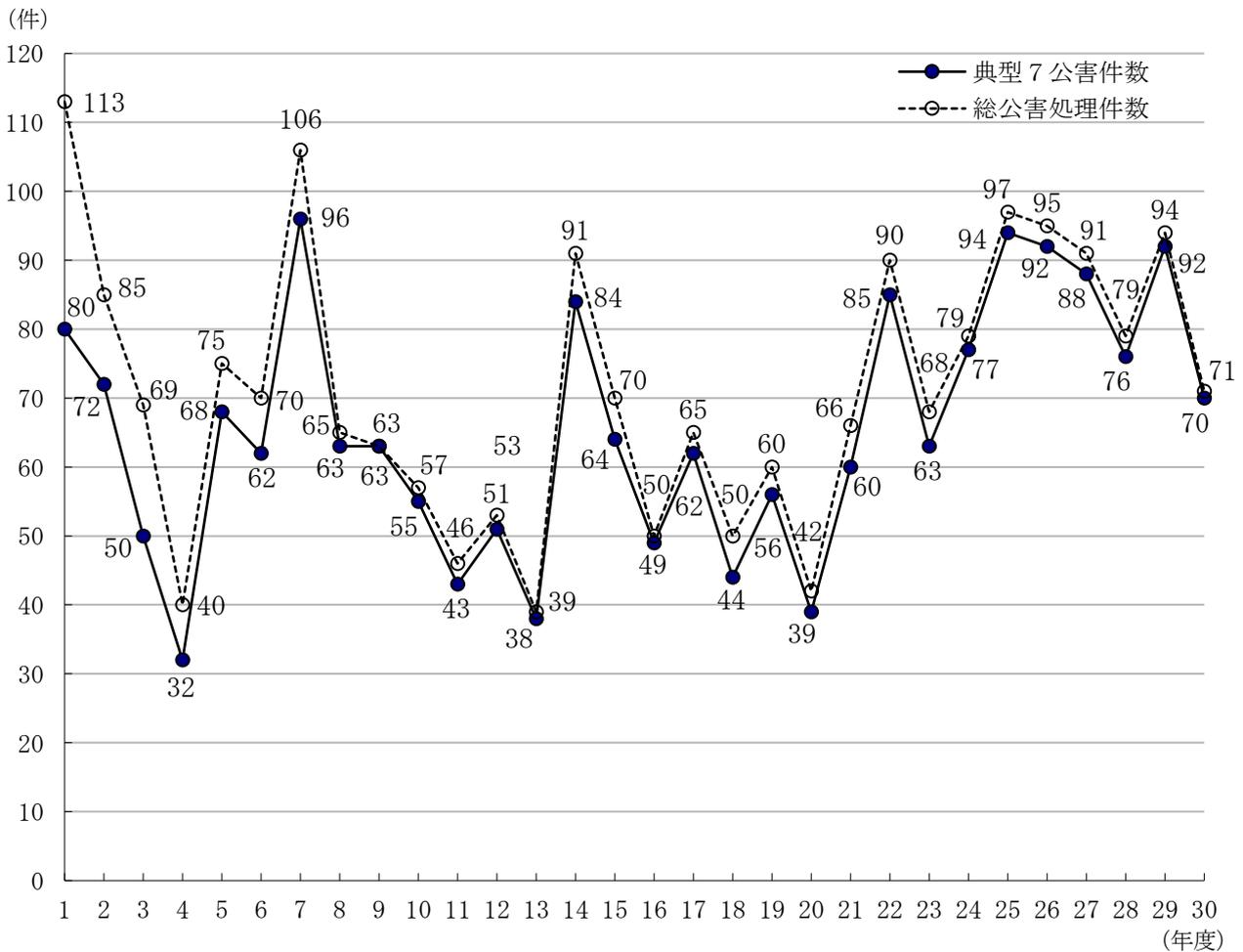
7 公害苦情の状況

平成30年度の公害苦情は、合計71件を受付し処理しました。この数は昨年に比べ23件減少しています。種類別の割合を見ると、騒音が38%と最も多く、続いて大気汚染が27%、水質汚濁が24%、悪臭が10%、その他が1%となります。

一方、用途地域別の割合を見ると、住居系が45%、調整地域が27%、工業地域が15%、商業地域が7%、準工業地域および近隣商業地域がそれぞれ3%となります。

※住居系とは、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の総称。

(1) 公害苦情の推移



(2) 平成30年度公害苦情の発生源・種類別受理件数

発生源	種類別	典型7公害							計	典型7公害以外の苦情	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
製造事業所		2	2		10			2	16		16
	木材・木製品・家具	1							1		1
	化学工業・石油石炭製品		1		1			1	3		3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	1		6				8		8
	機械器具				2				2		2
	その他				1			1	2		2
修理工場											
建築・土木工事		1			9				10		10
下水・清掃事業											
商店・飲食店		1	3		6				10		10
住宅・田畑		8	6					1	15		15
その他		4	2		2			3	11	1	12
不明		3	4					1	8		8
合計		19	17		27			7	70	1	71

(3) 種類別用途地域別苦情件数

種類	用途地域							合計	
	住居系	近隣商業	商業	準工業	工業	調整	その他	29年度	30年度
大気	9					10		25	19
水質	9	1	1		3	3		33	17
騒音	13	1	3	2	5	3		21	27
振動								1	0
悪臭	1		1		3	2		12	7
その他						1		2	1
合計	32	2	5	2	11	19		94	71